

紙面上では市外局番03の表記を省略しています。

国民健康保険に加入している方へ

あなたの医療費をお知らせします

医療費の総額などを記載した医療費のお知らせ(医療費通知)をお送りします。対象は、25年7月～26年2月(25年9月～26年2月に医療機関・施術所から区に請求があった分)で、一つの医療機関や施術所で1カ月の医療費・施術費の総額が5001円以上のもので記載しています。通知を受け取った後に、区への手続きや連絡の必要はありません。また、確定申告には使えません。詳しくは通知をご覧ください。

【担当課】 国保年金課 ☎(5654)8212

新しい高齢受給者証をお送りします  
 一部負担金の割合が2割(ただし平成26年3月31日までは1割)の方に、26年4月1日～7月31日有効(※)の高齢受給者証を、3月下旬に普通郵便でお送りします。3月までの高齢受給者証は、4月以降に国保年金課(区役所3階315番)か区民事務所にお返しください(郵送も可)。一部負担金の割合が3割の方には送付しません。4月以降も現在使用している高齢受給者証をお使いください。  
 (※)昭和14年7月31日以前に生まれた方の有効期限は75歳の誕生日の前日です。  
 【郵送先・担当課】  
 〒124-8555 葛飾区役所国保年金課 ☎(5654)8210

障害のある方へ

医療費助成・手当の申請はお済みですか

下表に該当する方で、医療費助成や手当を受けていない方は申請できます。いずれの制度も所得制限などがあります(20歳になった方は、所得を確認する対象者が保護者から本人に変わる制度・手当あり)。年齢が65歳以上の方でも、転入した方など対象となる場合もあります。申請に必要な物など、詳しくはお問い合わせください。  
 【担当課】 障害福祉課(区役所2階201番) ☎5654-8301

障害のある方の制度・手当

制度の名称	対象者	内容
心身障害者医療費助成制度 (障)	次の全てに該当する方 ▷健康保険に加入している64歳までの方 ▷身体障害者手帳1・2級の方(内部障害は1～3級の方。ただし内部障害4級とその他の障害を併せて障害等級3級の方は該当)か、愛の手帳1・2級の方 ただし生活保護受給中の方、中国残留邦人等支給給付受給中の方、規則で定める施設に入所している方は除きます。	◎受給者証を医療機関の窓口に表示することにより、保険診療の自己負担分の医療費の全額または一部を助成します。 都外の医療機関で◎受給者証が使用できない場合は、障害福祉課で医療費助成の申請ができます。詳しくはお問い合わせください。

手当月額は平成26年4月からの金額です。

手当などの名称	対象者		次のいずれかに該当するときは、受給できません	手当月額
	障害程度	年齢		
特別障害者手当	著しい重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護が必要な方(所定の診断書などにより判定)	20歳以上	▷施設入所者 ▷入院3カ月以上の方 ▷福祉手当(経過措置)受給者 原爆被爆者介護手当受給者は併給調整あり。	26,000円
障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活で常時介護が必要な児童(所定の診断書などにより判定)	20歳未満	▷施設入所者 ▷障害を事由とする公的年金受給者	14,140円
重度心身障害者手当	心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護が必要な方(東京都心身障害者福祉センターで判定)	新規申請時 65歳未満	▷施設、国立保養所などに入所している方 ▷入院3カ月以上の方	60,000円
心身障害者福祉手当	A 身体障害者手帳 1・2級 愛の手帳 1～3度 脳性まひ 進行性筋萎縮症	新規申請時 20歳以上 65歳未満	▷施設入所者 ▷難病患者福祉手当受給者	15,500円
	B 身体障害者手帳 3級 愛の手帳 4度 戦傷病者手帳 特～3項症	新規申請時 65歳未満	▷施設入所者 ▷児童育成手当(障害手当)、難病患者福祉手当受給者	7,750円
	外出支援分 身体障害者手帳 ▷下肢・体幹・移動機能障害 1～3級 ▷視覚障害 1・2級 ▷内部障害 1級 ▷下肢障害が4級以上で上肢・内部・平衡機能障害のいずれかが3級以上 愛の手帳 1・2度	手帳取得時 65歳未満	施設入所者	2,500円

区民相談 4月分

区民相談室(区役所2階209番) ☎5654-8612～54/29(火・祝)の相談はありません。

相談に関する資料があればお持ちください。

法律相談	4/7・21(月) 午後1時30分～5時 4/14・28(月) 午後1時30分～5時	金町地区センター 新小岩北地区センター	相談日の2週間前の同一曜日 午前9時から電話予約。	消費生活相談	月～金曜、土曜電話相談4/12(土) 午前9時～午後4時30分	消費生活センター(ウィメンズバル内) ☎5698-2311
不動産取引相談	水・金曜 午後1～5時	区民相談室 ☎5654-8612 ☎5654-8613 ☎5654-8614 ☎5654-8615	予約は必要ありません。直接おいでください。	内職相談	火・木曜 午前10時～午後4時	しごと発見プラザかつしか(テクノプラザかつしか内) ☎5680-8765
登記・測量相談	4/8・22(火) 午後1～4時			就職相談あっせん	月～金曜 午前10時～午後7時 第1・3土曜 午前10時～午後5時(要予約)	
遺言書・遺産分割協議書の書き方相談	4/1・15(火) 午後1～4時			中小企業経営相談・出前アドバイザー	月～金曜 午前10時～午後5時	産業経済課(テクノプラザかつしか内) (要電話予約) ☎3838-5556
税金と経理相談	水曜 午前10時～午後4時			下請相談	月・火曜 午前10時～午後5時 事業所への巡回もします。	障害福祉課(区役所2階201番) FAX5698-1531
人権の上相談	4/1(火) 午前10時～午後3時	区民相談室 ☎5654-8612～5	【交通事故相談】 ☎5654-8616	手話相談	月～金曜 午前9時～午後5時 火～土曜 午前10時～午後5時	自立生活支援センター(ウエルピアかつしか内) ☎5698-1315 FAX5698-1349
行政相談	4/17(木) 午後1～4時			ピアカウンセリング相談	予約が必要です。詳しくは、自立生活支援センターにお問い合わせください。	総合教育センター教育相談担当 ☎5668-7603
建築相談	4/4・18(金) 午後1～4時			教育相談いじめ相談	月～金曜 午前9時～午後5時 (来所は要電話予約)	子ども総合センター
年金・社会保険・労働問題相談	4/10(木) 午後1～4時	区民相談室 ☎5654-8612～5	【交通事故相談】 ☎5654-8616	子どもの相談	総合 月～土曜 午前8時30分～午後5時 虐待 毎日24時間受け付け 発達 月～金曜 午前8時30分～午後5時 妊娠・出産どうしようコール 月～金曜 午前8時30分～午後5時	☎3602-1386 ☎3602-1389(専用) ☎3602-1388 ☎3602-1391(専用)
青少年の生活相談	4/7・21(月) 午後1～4時 4/14・28(月) 午前10時～午後4時			女性に対する暴力相談	月・木曜 午前10時～午後5時	男女平等推進センター(要電話予約) ☎5698-2211
住宅修繕相談	月～金曜 午前9時～午後5時	2階福祉総合窓口相談室(前日までに福祉管理課☎5654-8243へ電話予約)	予約は必要ありません。直接おいでください。	法律相談(女性対象)	火曜 午後1時30分～4時30分	男女平等推進センター(要電話予約) ☎5698-2213
区政・一般相談	月～金曜 午前9時～午後5時			悩みごと相談(女性対象)	月・火・木・金曜 午前10時～午後5時 水曜 午後1～8時(午後5時以降は電話相談のみ・男性からの相談も可)	
交通事故相談	月～金曜 午前9時～午後4時	福祉サービス苦情調整	精神科医が相談に応じます。	保健センター(11面上欄参照) (要電話予約)	外国人生活相談 Foreign Resident's Advisory Desk 4/7・14・21・28(月) 午後0時30分～4時30分 4/7・14・21・28(星期一) 0:30pm～4:30pm 4/7・14・21・28(星期一) 中午12時30分、至下午4時30分	区民相談室 Katsushika City Office 葛飾区役所内
精神保健相談	精神科医が相談に応じます。	医療に関する相談	患者相談窓口 ☎3602-1226(専用)	55歳以上の就業相談・あっせん	月～金曜 午前9時～午後4時	ワークスかつしか(シニア活動支援センター内) ☎3692-3181

すぐ聞く!すぐ行く!すぐ対応! 皆さんからの相談に迅速に対応します。

すぐやる課 ☎5654-8448 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時